



第192回国会・年金法案の動向

年金受給資格期間短縮の法案提出

第192回国会（9月26日～11月30日）に、老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が提出された。

2012年に可決された年金機能強化法では消費税率10%への引き上げ時期である2015年に「10年への短縮」が施行されることとされていたが、二度にわたる消費税率引き上げ延期により施行時期が未定になっていた。今次法案では施行期日を「消費税10%引上げ時（再延期の結果2019年10月を予定）」から「2018年8月1日」に改めるとした。（これが可決されれば新たに対象となる者は2018年9月分の年金から支給され、初回の支払いは10月からとなる）

施行時期がのびているいくつかの「税・社会保障一体改革」関連課題のうち、政権は該当者に歓迎されると踏んだ本件をピックアップして施行しようとしている。与野党を通じて「無年金者を減らすことができる」として推進の意見があるが、ここで立ち止まって年金の在り方に照らして吟味する必要がある。

そもそも我が国の公的年金は「社会化された扶養」のための社会保険であり、私たちが納付した保険料は親の世代への仕送りに充てられ、私たちが受給する年金は子の世代の保険料に依存している。現行制度は、基本的に40年間保険料を納付（仕送り）することで、自分の番にそれに見合う金額の年金を受給する保険として設計されている。特例的に25年間の納付があれば受給資格を付与しているが、この場合は設計値の25/40しか仕送りをしないかわりに25/40しか年金を受け取らないことになっている。

今次法案が実施されれば、設計値の10/40しか仕送りをしないでよいとする動機づけになりかねない。また、それを選んだ者は、満額でも十分とは言えない基礎年金の1/4という貧しい年金額に甘んじなくてはならない。

各人には個別の事情があり、保険料納付が困難な時期を持つ場合

もあり得るが、低所得の場合は納付・免除・猶予手続きによりこの期間を「資格期間」に参入することができる。所得がありながら納付を回避する者を可能な限りなくすことが、制度を安定的に持続させる途である。この意味では、今次法案は、既に可決された仕組みの施行時期を決めるだけではあるが、改めて根本に立ち返って疑問を表明する。

第190回国会からの継続審議事項

第192回国会では前記の法案のほか、年金については第190回国会に提出されたが審議入りせず継続審議で持ち越しになっている五つの課題が審議される。

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（H28年10月実施予定だった）
2. 国民年金第一号被保険者の産前産後の保険料の免除（H31年4月施行）
3. 年金額改定ルールの見直し（(1)はH30年4月、(2)はH33年4月施行）
 - (1) マクロ経済スライドのキャリーオーバー
 - (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定
4. 年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し（H29年10月施行）
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備（公布日から3月以内施行）

自治退は法案提出時点から、1については、「微調整に過ぎない、反対はしないが、抜本拡大を前倒しで実施すべき」、2については「賛成」、3については「現状より年金額抑制は強まるが、将来受給世代の所得代替率を考慮して名目下限の範囲内と受け止め反対しない」、4については「拠出者代表が積立金運用決定機関の過半数を占めるのが本来の在り方、出された法案に反対はしない」とする見解で臨んできた（5は事務的ルールにつき、コメントせず）。

なお、厚労省は2017(29)年度概算要求時点では同年の年金額について「物価上昇1.0%、賃金上昇率を0%」と見込んでいるため、新規・既裁定ともに年金額は据え置きとなる見込み」としている。

2016年福利厚生集会開催

安心総合共済は、重点組織を念頭に加入拡大を意思統一

自治退は9月15日、千葉市で福利厚生集会を開催した。

集会では、県本部責任者を中心とする参加者で、退職者福利厚生の二本柱である「自治労共済」、「安心総合共済」について利用拡大に取り組むことを意思統一した。

会議の主要な問題意識は、①安心総合共済の加入拡大に取り組み、一万人割れを回避する、②全労済自治労共済の自動車（マイカー共済）・火災（住まいる共済）について、退職者加入拡大に取り組み、制度・運営への退職者会の意見反映を図る、ことなどであった。

討論では、福利厚生事業について①そもそも退職者会が福利厚生事業に取り組む意義を確認、②先進的組織の丹念な取り組みに学ぶ、③大きな網をかぶせる感覚ではなく、具体性を持って一人ずつを目標にして働きかける、④同じ職域で販売されている類似商品との対比を考慮して不断に改善努力する、⑤現役の協力も得ながら退職者会の組織強化を図ることと一体で福利厚生に取り組む ことなどが話し合われた。

この会議で実施方向が求められた「安心総合共済加入努力を支援する新たな助成措置」については、9月26日に開催された第4回自

治退役員会で実施が決定された。新規取り組みで空白を解消した場合などの取り組みを支援しようとするもので、2年間の時限措置であり額も大きくはないが、取り組みへの活用を期待する。

2017年3月20日始期の安心総合共済の新規募集は次の日程で進む予定である。

＊10月中旬に各単会宛てに資料請求用紙等を送付、10月末までに提出を要請

＊11月下旬に各単会宛てに「チラシ」「パンフレット」等を希望部数送付（特に要望があれば、それ以前にも送付する）

＊「単会から会員にチラシを送付」「説明会や会議・集いでチラシ・パンフレットによる説明」など1月11日の口座振替依頼兼加入依頼書締切（3月20日始期）まで加入努力

＊1月12日から8月15日までは“中途加入”を案内する（3月末日退職者の多くはこちらで案内）

全てはチラシを会員に届けることからスタートするので、種々の機会をとらえて配布努力を

年金積立金を官制相場作りに使わせない

思い起こそう、ポートフォリオ変更と日銀「緩和」

私たちは2014年12月に塩崎厚労大臣主導で強行された年金積立金の運用変更と日銀の金融緩和に際して次の批判見解を明らかにした。

日銀と組んだGPIF積立金運用方針変更は許せない

<新運用方針>

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF：厚生年金積立金130兆円の資金量を持つ世界最大級の機関投資家）は14年10月31日に記者会見を開き、積立金運用計画を変えることを発表した。

これは安倍政権が、年金積立金を政権の思惑にあわせて運用するために作った「有識者会議」に昨年11月に「提言」させ、連合をはじめとする労働者の反対、厚労省内の慎重意見を押し切って強行したものである。

NHK、日銀に続いてGPIF運用委員も14年7月に大幅入替えとなり、政権の意を汲む顔ぶれ（委員長は有識者会議メンバーだった米澤康博氏：早大院）に差し替えられ、慎重意見は統制された。

塩崎厚労大臣は表むきGPIFのガバナンス態勢強化を口にしてはいるが、内実は日銀・NHKと同様に顔ぶれ差し替えによる「言いなり委員会」作りが狙いである。

アベノミクスの効果と宣伝される株高は、主として株価だけに関心を持ち時機を見て売り抜けるために買っている外資が主な買い手で、これら外資には優良企業に出資してそれを育てるという動機はない。今次変更は、株価だけを支持率の材料にしている安倍政権が、近い将来外資が売り抜けたときの株価暴落を防止するために年金積立金で買い支えようとするものである。

このまま進行すれば、労働者の資金である積立金が政権による株価操作の道具にされる。運用益が出ることもあるが、損失が出たときの被害は年金加入者・受給者がかぶり、政権は責任をとらない。

2014年6月末資産構成と新目標を比較した増減は次の通り。巨大な資金が国内外の株式市場に投入されようとしている。

「国内債券：54%→35% △24兆」、「国内株式：17%→25% +10兆」、「外国債券：11%→15% +5兆」、「外国株式：16%→25% +11兆」

<日銀の第二次緩和と新ポートフォリオ>

日銀はGPIF新ポートフォリオ発表の数時間前に「長期国債の買い入れを年間約30兆円増額」とする追加緩和策を発表した。

安倍・黒田ラインによる日銀の「異次元緩和」「追加緩和」は、2%の物価上昇目標、目先の株高のみを優先しているため、資産バブルだけを誘発し、設備投資・消費支出増にはつながっていない。円安による輸入材値上がりは国内企業と国民生活を犠牲にしている。なにより、緩和の解消＝出口の後始末が想定できない地獄に進みつつあり、日銀内部にもこのままでは日本の金融の柱である日銀自体を揺るがす事態になると危惧する声がある。金融政策はわかりにくいところがあるが、しっかり監視して批判する必要がある。

この重大な問題をはらむ追加緩和と新ポートフォリオの二つがセットで扱われた。GPIFが売る24兆の国債を日銀の30兆買い入れ拡大で吸収、その資金を株式購入に振り向けることになり、日銀が通貨を増発して株の買いに回ることと同義になる。ただし株価変動のリスクは日銀ではなくGPIFが負う。

この発表に対して、ウォール街・兜町など国内外の株式市場はこの資金を食い物にすべく興奮していると伝えられる。

GPIF米澤運用委員長は、積立金運用計画変更発表が日銀の追加緩和発表と同日になったのは「偶然」と説明したが、だれも信じ

ない。年金積立金運用が黒田日銀の金融政策リフレシナリオに組み込まれて、政権の思惑の道具にされようとしている。

そもそも賦課方式の下では積立金運用収入の年金給付への貢献度は現在12%で、中心は保険料収入である。年金制度全体から考えれば、積立金運用益は補助的で、短時間労働者への適用拡大を進める方がはるかに大きな効果がある。GPIFは年金制度の安定、積立金の本来の在り方に立ち返ってリスクな運用拡大をやめるべきである。

<五頭の鯨>

安倍政権の株価維持政策（PKO＝Price Keeping Operation：国連PKOのもじり）は上記のGPIF資金にとどまらず「5頭の鯨」と呼ばれる公的資金の投入が企図されている。

①GPIF21兆、②三共済組合積立金約30兆の一部、③かんぽ生命83兆のうち4兆、④ゆうちょ銀行205兆のうち10兆、⑤日銀ETF（上場投資信託＝株価指数等に連動する投資信託で、これ自体が売買される、市場価格の平均で運用することに類似する運用、手数料は一般の投信より低い）を購入（3兆）

1990年代初めにもPKO（株価維持策）による公的マネーによる株価操作が行われ、一定程度相場を押し上げたが反転し、その後の長期低落につながった。

また、国内の株所有世帯は総数の15%以下で、これまでの株価で利益を得たのはごく少数者に過ぎず、PKOが消費を押し上げ、成長を促す力にはなりえない。

果たせるかな

果たせるかな以上の危惧と批判は、的中した。

GPIFは14年度に外資の買い越しで+15.3兆円だったものの、投機目的の外資の利食い売り抜けの後には15年度に▲5.3兆円、16年度第1四半期に▲5.2兆円となっており、今後さらに損失拡大が危惧される（15年度の運用損失は上記の通りだが、保険料収入の増加により厚年・国年の合計では2.4兆の黒字）。

地方公務員共済では、被用者年金一元化後はGPIFと同じ基本ポートフォリオを求められたが、乖離幅と発動時期の差が許容されていたこともあり2015（平成27）年度下半期（15年10月一元化のためこの年は下半期のみの数値）は0.2兆の黒字を計上した。しかし、16年度第1四半期は▲1.2兆となった。

一般的に言えば、運用は損と益の双方の可能性を持っているので、短期的な損益で一喜一憂すべきではないといえる。しかし、「強欲資本主義による、短期的・筆り取り投資市場に積立金を差し出す政治思惑による官制相場」は経済を不健全にし、積立金を損なうものであり決して許せない。

現在の年金給付総額の9割弱は保険料収入で賄っており、積立金運用果実の年金給付への貢献度は約12%程度である。この年金財政への貢献のための積立金運用期待幅は<賃金上昇率+スプレッド（Spread：金利差）1.7%>とされている。

いいかえれば、年金財政安定にとっては運用失敗のリスクと、スプレッド1.7%が確保できない二つのリスクがある。債券利子が低迷している場合はスプレッド確保のために一定の株式運用を組み合わせることはあり得る。

ただし、この場合の株式運用はPKOであってはならず、E（環境に配慮する企業）・S（社会的責任を果たす企業）・G（まともな企業統治の企業）を中長期的に育成、激励する投資・経済社会が再生産できる投資とすべきである。

そのような投資にするためには、年金積立金を拠出した働く者の代表が運用方針決定に深く関与することが不可欠である。